

# 独立行政法人国立病院機構における 温室効果ガス排出の抑制のための実行計画

平成20年3月31日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）が平成19年3月30日に閣議決定され、政府関係機関及び関係団体においても当該計画の趣旨を踏まえた地球温暖化対策における率先的な取組が期待されている。

これを踏まえ、以下のとおり「独立行政法人国立病院機構における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、各病院、本部・ブロック事務所が協力して、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととする。

## I. 計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、国立病院機構が行うすべての事務及び事業とする。

## II. 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施状況、技術の進歩を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。

## III. 本計画の策定、評価・点検を行う部署

本計画の策定、評価・点検は、本部の関係各部、各ブロック事務所及び各病院の協力を得て、本部総務部広報文書課において行う。

## IV. 本計画における取組や進捗状況の公表について

本計画の期間中、毎年度、本計画の取組や進捗状況について調査を実施し、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、環境報告書などで公表する。

## V. 温室効果ガスの削減に関する数量的な目標

国立病院機構は、本計画に盛り込まれた措置を実施することにより、平成18年度比で平成24年度までに温室効果ガスの総排出量を概ね6%削減することを目標とする。

## VI. 目標達成のための排出抑制対策

国立病院機構は、「V.」の目標を達成するために各施設の実状に応じて次に掲げる排出抑制策に取り組んでいくこととする。

### 1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

#### (1) 低公害車の導入

- ① 初期投資費用の観点から考慮しつつ低公害車比率を高めていくものとする。
- ② 自動車の買換えについては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択することにより、温室効果ガスの排出量の少ない自動車を選択する。

#### (2) 自動車の効率的利用等

##### ア 自動車の効率的利用

- ① 本部、各ブロック事務所及び各病院は、それぞれ所有する自動車一台ごとの走行距離、燃費を把握し、燃料の使用量の調査をきめ細かく実施する。
- ② アイドリング・ストップのため、待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を励行する。
- ③ 有料道路を利用する自動車について、ETC車載器の設置を推進する。
- ④ タイヤ空気圧調整などの定期的な自動車の点検、整備の励行を図る。
- ⑤ カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を踏まえて、業務に支障のない範囲内で適正な温度の設定を行う。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用する。

イ 所有する自動車の台数の見直し

自動車について適切な台数を保有するように努める。

### (3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

初期投資費用について考慮しつつ、エネルギー消費の多いOA機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替えるよう努める。また既存の水栓については、節水コマや吐出口につける節水器具を取付けることで節水を図り、洗浄便座については省エネルギーモードがある場合にはその設定により、使用面での改善を図る。

### (4) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙等の用紙類の年間使用量の削減に努める。
- ② 会議用資料について可能な限り両面印刷、両面コピー、2アップ印刷を実施し簡素化を図る。
- ③ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書）については、情報の漏えいに留意の上、再使用、再生利用の徹底を図る。

### (5) 再生紙などの再生品の活用

ア 再生紙の使用

コピー用紙、けい紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を推進する。

イ 再生品の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進する。

### (6) HFC（※1）の代替物質を使用した製品の購入、使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品の購入、使用の促進

- ① 施設内の冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限りHFC代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品を選択せざるを得ない場合は、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努める。

※1 HFCとは…ハイドロフルオロカーボン。フロン代替物質としてエアコンなどの冷却材などに用いられるが、強い温室効果を持つ。

#### イ 電気設備の遮断器・開閉器等からのSF6の回収、破壊の促進

電気設備の遮断器・開閉器等を撤去する際には、SF6（※2）が使用されていないか確認して、使用されている場合には、当該品について原則として専門業者による回収、破壊を行う。

※2 SF6とは六フッ化硫黄。絶縁材などとして使用されている化学物質で温室効果を持つ気体の1つ。

### （7）その他

#### ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の使用が促進されるよう、製品の仕様の事前確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどを活用し、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の調達を推進する。
- ③ 現に使用しているボイラー、冷温水発生機で複数の燃料（重油、灯油、都市ガス）が利用可能な場合は、初期投資費用について考慮しつつ、温室効果ガスの排出の相対的に少ないものを選択、使用するよう努める。
- ④ ボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう設備の更新・改修に努める。
- ⑤ 省エネルギー診断の結果に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化を図るために、可能な限り設備・機器の導入、改修の実施に努める。

#### イ 製品の長期使用

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、可能な限り再使用に努める。

#### ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

施設内の自動販売機について、エネルギー消費のより少ない機種への変更を促し、設置台数の適正な配置を促す。

## 2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

「国立病院機構における建物整備の指針」に基づき以下の措置に努める。

### (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の推進

既存の建築物について、エネルギー使用状況の診断を実施するよう努めることとし、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化が図られる設備・機器の導入、設備改修を行う。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制に資する建設資材の選択の推進

- ① 建築物の断熱性能向上のため、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進する。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減に努める。
- ③ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討する。

### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備については、初期投資費用について考慮しつつ、高効率エアコン等の温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に可能な限り努める。

### (4) エネルギーの有効利用

費用について考慮しつつ、コージェネレーションシステム（※3）等の廃熱利用によりエネルギー使用の合理化を図ることができる設備の導入に努める。

※3 コージェネレーションシステムとは…1つのエネルギー源から電気や熱など2つ以上のエネルギーを取り出して利用するエネルギー供給システムのこと。例えば、エンジンやタービンなどによって発電機を動かして電気をつくり、その際に排出される熱（排ガスや冷却水の熱）を同時に回収、冷暖房や給湯などに利用。

### (5) その他

- ① 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプ、送風機等について、インバータ装置の導入に努める。
- ② エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて導入を検討する。
- ③ 照明器具に反射板を取り付けることにより照明の照度の向上に努める。
- ④ 白熱灯から蛍光灯への切替えを図る。

- ⑤ 屋外照明器具は、照明効率の高い適切な照明器具を選定する。

### 3 その他の事務・事業に当たっての配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制の推進

- ① 施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を事務及び事業に支障のない範囲内でできる限り実施するよう空調設備の適正運転を行う。
- ② 夏季における建物内での服装について、クールビズを励行する。また、冬季における建物内での服装について、ウォームビズを励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲外は消灯する。
- ⑥ 職員に対して直近階への移動の際の階段利用を奨励する。

#### (2) ゴミの分別

- ① びん、カン、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施する。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダーの器具を外して分別回収するよう努める。

### 4 職員に対する情報提供の推進

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取組について、情報提供を行う。
- ② 職員から省CO2化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移すよう努める。